

築上町農林水産業事業者支援給付金事業支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長期化する新型コロナウイルス感染症に伴い、原油価格や電気、ガス料金を含む物価高騰の影響を受けた農林水産業事業者の負担を軽減する目的で、予算の範囲内において給付金を支給するものとし、その支給に関しては、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における農林水産業事業者(以下事業者とする。)とは、町内で事業を営む法人又は個人をいう。

(給付金の支給対象)

第3条 補助金の支給を受けることができる事業者は、次の各号いずれかに該当する事業者とする。

(1) 令和4年7月1日現在で築上町に住民票のある個人又は築上町に事業所を置いている法人で、今後も事業を継続する意思があること。

(2) 築上町又は福岡県からの認定を受けている事業者で、今後も事業を継続する意思があること。

2 同一の業種で築上町の令和4年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の給付金等を受給していないこと。

3 前項の規定にかかわらず、次に該当する者は、給付金支給の対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6項に規定する暴力団員又は関係者

(2) 政党その他政治団体及び宗教団体等

(3) その他町長が適当ではないと認めた者

(給付金の額)

第4条 給付金の額は、法人又は認定農・林・漁業者は10万円とし、個人は5万円とする。

ただし、認定農・林・漁業者とは農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法(昭和51年6月1日法律第43号)、林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)のいずれかに基づき、築上町長又は県知事が認定した事業者をいう。

2 給付金の支給は、1 回のみとする。

(給付金の支給申請)

第5条 給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、町長が定める期限までに、給付金支給申請書(様式第1号)に、次の各号の必要書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 誓約書(様式第2号)
- (2) 令和3年度確定申告書の写し又は、市町村民税申告書の写し
ただし、令和4年1月1日以降に開業した農林水産業事業者は、経営実態の分かる書類
- (3) その他町長が追加の必要があると判断した書類

(給付金の支給決定)

第6条 町長は、前条の規定により給付金の支給申請があった場合は、その内容を審査し、給付金支給の可否及び給付金の額を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により給付金を支給すべきものと決定した場合は、申請者に対し、給付金支給決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定により給付金を支給すべきでないものと決定した場合には、申請者に対し、給付金不支給決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(給付金の支給)

第7条 給付金の支給は、町長に対して、給付金の支給決定を受けたものが支給請求書(様式第5号)を提出した場合に行う。

(支給決定の取消し及び返還命令)

第8条 町長は、申請者が偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けたことが認められた場合は、当該給付金の支給決定の全部又は一部を取り消し、期間を定めて返還を命ずることができる。

附 則

この告示は、令和4年7月1日から施行し、令和5年3月31日限り、その効力を失う。